

# 輸送の安全にかかわる情報の公表

平成 28 年 11 月日

倉吉交通株式会社

## その 1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

P l a n - D o - C h e c k - A c t の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

### 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

\* タクシー部門

期間：平成 28 年度（H27.9.21～H28.9.20）

平成 29 年度（H28.9.21～H29.9.20）

#### (1) 平成 28 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 3 件未満を目標とした。
- ② 歩行者との事故 0 件を目標とした。
- ③ 出合頭事故 6 件以下を目標とした。

【達成状況】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数は、2.86 件で目標を達成した。
- ② 歩行者との事故はなく、目標を達成した。
- ③ 出合頭事故の発生はなく、目標を達成した。

#### (2) 平成 29 年度の目標

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 2.5 件以下を目標とした。
- ② 後退時の自損事故の前年比 40%削減を目標とする。

後退時における自損事故は、全事故の 62.5%であることから重点項目と位置づけた。

### 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く）

（期間：平成 27 年 9 月 21 日から平成 28 年 9 月 20 日まで）

0 件

その2 運輸規則第47条の7第2項による、処分の内容・講じた措置の公表

\*行政処分なし